平成２９年（フ）第１１７号
滋賀県東近江市八日市上之町４番18号、前住所滋賀県東近江市建部日吉町629番地14
債務者　角川　正敏
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１１８号
滋賀県東近江市八日市上之町４番18号、前住所滋賀県東近江市建部日吉町629番地14
債務者　角川美津子（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第５７号
滋賀県長浜市祇園町157番地１　ハイツＴ＆Ａ　103号室
債務者　武知　　香（旧姓伊吹）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５９８号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目３番２―407号
債務者　德丘　正治
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６２号
兵庫県明石市二見町福里333番地の１　アロサール101号、前住所兵庫県明石市二見町福里16番地の16
債務者　田中こと　藤原　浩平
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
神戸市西区美穂が丘２丁目８番地の５
債務者　堀内　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
兵庫県明石市二見町東二見1201番地　エルメゾン201号
債務者　鎌田かおり（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第７５３号
広島市西区草津南３丁目７番６―202号
債務者　田原　　清
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８０４号
広島市安佐南区上安６丁目31番１号
債務者　川口　　清
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１４号
広島県東広島市黒瀬切田が丘３丁目13番18号
債務者　森　　武子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６９号
徳島県勝浦郡上勝町大字旭字中村９番地
債務者　橋本　千穂
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１４号
愛媛県四国中央市村松町609番地
債務者　檜垣　洋二
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第４７号
愛媛県今治市宅間甲141番地３
債務者　楠橋　智之
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第７６号
福岡県田川市大字夏吉1529番地１
債務者　間野竜太郎
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第７３号
佐賀県唐津市橋本1044番地２　山本県営住宅Ｂ２棟22号
債務者　堤　真由美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３０４号
大分市大字下原456番地の２
債務者　奈須　幸人
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係